

健康管理手帳の交付対象業務の追加に関する論点整理について

1. はじめに

- (1) 有害な業務に従事する労働者及び有害な業務に過去に従事し、現に事業者で使用されている労働者については、労働安全衛生法第 66 条第 2 項等に基づき事業者が特殊健康診断を実施している。また、労働安全衛生法第 67 条の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第 23 条各号に掲げるがんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた者のうち、労働安全衛生規則第 53 条第 1 項に規定する一定の要件を満たすものは、離職の際又は離職の後に、国が健康管理手帳を交付し健康診断を実施している。

現在、健康管理手帳の交付対象業務は 12 業務、平成 24 年末における累積交付数の合計は、約 6 万 2 千件である。

- (2) 1,2-ジクロロプロパンについて、特定化学物質障害予防規則等の改正により、ばく露防止対策等を義務づけるとともに、1,2-ジクロロプロパン(これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を用いて機械、器具その他の設備の付着物を除去する業務を健康管理手帳の交付対象とすべきかなどについて検討する必要がある。

2. 健康管理手帳交付の基本的考え方について

(1) 交付対象業務の基本的考え方

労働安全衛生法第 67 条、労働安全衛生法施行令第 23 条に規定する健康管理手帳交付対象業務については、平成 7 年 12 月労働省の検討会がとりまとめた「健康管理手帳交付対象業務等検討結果報告」において、以下の①～③のいずれの要件も満たす物質の取扱い業務等を、健康管理手帳の交付対象として検討している。

- ① 当該物質等について重度の健康障害を引き起こすおそれがあるとして安全衛生の立場から法令上の規制が加えられていること
 - イ 製造等禁止物質
 - ロ 製造許可物質
 - ハ その他の規制物質等
- ② 当該物質等の取扱い等による疾病(がんその他の重度の健康障害)が業務に起因する疾病として認められていること
 - イ 労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 7 号「がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における疾病」等
 - ロ 中央労働基準審議会(※)の議を経て労働大臣の指定する疾病として、告示により指定された疾病(同別表第 1 の 2 第 8 号)
- ③ 当該物質等の取扱い等による疾病(がんその他の重度の健康障害)の発生リスクが高く、今後も当該疾病の発生が予想されること

(※現行：労働政策審議会)

なお、上記の要件の①ハに該当する、従前の健康管理手帳の交付対象の規制物質等としては、クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩、三酸化砒素、コークス又は製鉄用発生炉ガス、塩化ビニル又はポリ塩化ビニル及び粉じん作業があり、これらは、特定化学物質障害予防規則等によるばく露防止対策等とともに、健康診断については、労働安全衛生法第 66 条第 2 項等に基づき、事業者が有害な業務に過去に従事し、現に事業者で使用されている労働者を対象に行う特殊健康診断の対象業務とされている。

また、上記の要件の③については、主として近年の労災認定の事例の有無等を勘案してきたところである。

なお、上記の考え方に加えて、近年取扱い等が行われるようになった有害物質で、①に該当するものは、労働者のばく露期間等から労災認定の事例が発生する可能性が低いと考えられるため、別途、国内外の疫学的データ、症例データ、作業環境等を踏まえた検討が必要ではないか。

(2) 交付要件等の基本的考え方

個々の交付対象業務に係る交付要件(労働安全衛生規則第 53 条)については、特定の所見(胸膜肥厚等)、業務従事経験年数等を定めており、症例データ等のほか、従前の交付対象業務(従前の交付対象業務と類似の業務、同様の疾病を引き起こす業務)の交付要件を参考に定めているが、同様の考え方でよいか。

また、健康診断にかかる実施頻度と健康診断項目については、従前の交付対象業務における健康診断や特殊健康診断等を参考に定めているが、同様の考え方でよいか。

3. 新たに特殊健康診断の対象となった物質(1,2-ジクロロプロパン)の健康管理手帳における取扱について

(1) 現状

当該物質に関しては、健康管理手帳の交付対象の業務となっていない。

(2) 検討

①安全衛生の立場から法令上の規制

・「1,2-ジクロロプロパン」については、国際的にもIARC(WHO 国際がん研究機構)の評価において、「ヒト発がん性に分類できない」に分類され、現在同物質の規制について、検討されている。

②疾病(がんその他の重度の健康障害)が業務に起因する疾病として認められていること

③今後も当該疾病の発生が予想される

・平成25年4月末時点で68件(内40件は死亡)から労災請求がなされ、その内、16件は労働基準法施行規則別表第1の2第18号における業務に起因する疾病として労災認定されていることから、②のイ及び③に該当すること。

以上より、健康管理手帳の交付対象に係る要件を満たしていると考えられる。

労災認定疾病名	労災認定件数		
	昭和55年度～ 昭和62年度	昭和63年度 ～平成23年 度	平成24年度
1,2-ジクロロプロパンを用いて行う校正印刷業務	0	0	16

(3) 交付対象業務について

1,2-ジクロロプロパンについては、同じタイミングで特化則の適用対象とする予定であり、特化則の適用対象業務が「1,2-ジクロロプロパン(これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)」を用いた洗浄又は払拭の業務」となる予定であるため、健康管理手帳の交付対象業務もこれに合わせ、

「1,2-ジクロロプロパン(これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を用いて機械、器具その他の設備の付着物を除去する業務」

としたいと考える。

(4) 交付要件について

① 交付要件

・労災認定された 16 名について、ばく露期間の最大が 13 年 2 ヶ月、最小で 3 年 8 ヶ月、平均ばく露期間は 7.6 年であることを踏まえ、交付要件としては、

「当該業務に 3 年以上従事した経験を有すること。」

とすることが適当であると考えている。

(参考) 労災認定された 16 名のばく露期間分布

3 年以上 4 年未満	1 名
4 年以上 5 年未満	2 名
5 年以上 6 年未満	3 名
6 年以上 7 年未満	3 名
7 年以上 8 年未満	1 名
8 年以上 9 年未満	1 名
9 年以上 10 年未満	2 名
10 年以上 11 年未満	0 名
11 年以上 12 年未満	0 名
12 年以上 13 年未満	2 名
13 年以上 14 年未満	1 名

(5) 健康管理手帳による健康診断項目は以下の通りとする。

〈一次健康診断〉

- ① 業務の経歴の調査
- ② 1,2-ジクロロプロパンによる眼の痛み・発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心・嘔吐、体重減少、上腹部痛等の自覚症状又は他覚所見の既往歴の有無の検査
- ③ 1,2-ジクロロプロパンによる眼の痛み・発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心・嘔吐、体重減少、上腹部痛等の自覚症状又は他覚所見の有無の検査
- ④ 血清アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、血清アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)、血清ガンマ-グルタミールトランスペプチターゼ(γ -GT)、血清アルカリホスファターゼ(ALP)、血清ビリルビンの検査

〈二次健康診断〉

- ① 医師が必要と認めた場合は、腹部の超音波検査、CT検査若しくはMRI検査又はCA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査

※健康診断項目については、従来は特殊健康診断の項目をそのまま踏襲していたが、健康管理手帳を交付された方を対象とした健康診断については、「作業条件の調査」及びさらに「急性中毒症状」に関する項目が不要と判断し、特殊健康診断から以下の項目を削除した。

〈一次健康診断〉

- ・作業条件の簡易な調査
- ・赤血球数等の赤血球系の血液検査(網状赤血球数の検査を除く)(有害業務に従事する労働者に限る)

〈二次健康診断〉

- ・作業条件の調査
- ・網状赤血球数の検査(有害業務に従事する労働者に限る)